

秋田県汚染土壌処理業許可等手数料徴収条例案について

環境あきた創造課

1 制定理由

平成21年4月に制定された土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）により土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）が改正され、汚染土壌処理業の許可制度が新たに設けられた。

改正土壌汚染対策法は平成22年4月1日から施行されることとなっているが、これに先行して、現に汚染土壌の処理を行っている者が、施行日から許可業者として隙間無く事業の継続が可能となるよう、平成21年10月23日から許可申請ができることとされた。

このため、当該許可申請に係る手数料を徴収する「秋田県土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に係る汚染土壌処理業許可手数料徴収条例（平成21年秋田県条例第69号）」を制定しているが、この条例は、準備行為として行われる許可申請に関するものであることから、平成22年3月31日で失効するように規定されている。

こうしたことから、改めて、汚染土壌処理業の許可等を受けようとする者から手数料を徴収する規定を定める必要がある。

2 内 容

土壌汚染対策法の規定による次の許可等を受けようとする者から手数料を徴収することとし、その額を定めることとする。（第1条関係）

汚染土壌処理業の許可	申請一件につき24万円
汚染土壌処理業の許可の更新	申請一件につき22万円
汚染土壌処理施設の種類等の変更の許可	申請一件につき22万円

手数料は、申請があったときに徴収することとする。（第2条関係）

既に徴収した手数料は、還付しないこととする。（第3条関係）

3 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとする。

（参 考）

秋田県土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第二条 第一項の規定に係る汚染土壌処理業許可手数料徴収条例（抄）

第一条 県は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号。以下「法」という。）附則第二条第一項の規定により法による改正後の土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項の汚染土壌の処理の事業の許可を受けようとする者から、手数料を徴収する。

第二条 手数料の額は、汚染土壌の処理の事業の許可の申請一件につき二十四万円とする。

第三条・第四条 （略）

附 則

- この条例は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。（施行日：平成21年10月23日）
- この条例は、法の施行の日の前日限り、その効力を失う。